

国際水文地質学会 (IAH) 日本支部 役員選挙規定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は、国際水文地質学会日本支部（以下「IAH 日本支部」という）運営規約第3条に定める役員の選出について規定する。

(適用範囲)

第2条 本規定は、IAH 日本支部の役員の選挙について適用する。

(選挙管理委員会)

第3条 役員の選挙は、選挙管理委員会が管理する。

- 2 会長は、役員会の承認を得て、会員の中から選挙管理委員長及び1名以上の選挙管理委員を委嘱する。
- 3 選挙管理委員長及び選挙管理委員の任期は、前項の委嘱から3年間とする。なお、選挙管理委員長及び選挙管理委員の再任は妨げない。
- 4 選挙管理委員長又は選挙管理委員が選挙の候補者となった場合は、会長に申し出て、代わる者の選出を求めなければならない。
- 5 前項の場合、会長が、役員会の承認を得て、後任の委員を委嘱することができる。この場合の後任者の任期は、前任者の残りの期間とする。

(会長の選挙)

第4条 会長の選挙は、原則として、運営規約第5条の選挙資格者の通信投票によって行う。ただし、緊急でやむを得ない場合には、総会における選挙によることができる。

(会長選挙の候補者の選出)

第5条 前条の会長の選挙は、次の各号のいずれかに該当する候補者について実施する。

- 1 会員のうち、役員会が本人の同意を得て推薦し、候補者として届け出た者
- 2 会員のうち、自ら候補者として届け出た者。但し、立候補に当たっては、3名以上の会員の推薦者を必要とする。
- 2 前項各号の候補者の届出は、選挙管理委員会に対して、選挙管理委員会が定めた期日までに行うものとする。

(通信投票による会長選挙の実施)

第6条 選挙管理委員会は、投票期間最終日の30日前までに、前条により確定した会長選挙候補者の氏名及び所属、役職を付した書面を、投票用紙とともに選挙資格者に送付しなければならない。ただし、会長候補者の数が1名である場合は、会員による投票は行わず、会長候補者を会長に選出する。

2 選挙資格者は、投票期間内に到着するように、会長候補者より選出しようとする者の氏名を自ら記載し、これを選挙管理委員会へ送付する。

(通信投票による会長の確定)

第7条 選挙管理委員会は、会長選挙の開票事務が終了した後、遅滞なく、役員会に開票の結果を報告しなければならない。

2 通信投票で有効投票総数のうち上位の得票を得た会長候補者を会長選挙の当選者とし、会長はこの結果を総会に報告して承認を得なければならない。

(会長を除く役員選挙)

第8条 会長を除く役員選挙は、原則として、運営規約第5条の選挙資格者の通信投票によって行う。ただし、緊急でやむを得ない場合には、総会における選挙によることができる。

(会長を除く役員選挙の候補者の選出)

第9条 会長を除く役員選挙は、次の各号のいずれかに該当する候補者について実施する。

- 1 会員のうち、役員会が本人の同意を得て推薦し、候補者として届け出た者
 - 2 会員のうち、自ら候補者として届け出た者。但し、立候補に当たっては、3名以上の会員の推薦者を必要とする。
- 2 前項各号の候補者の届出は、選挙管理委員会に対して、選挙管理委員会が定めた期日までに行うものとする。

(通信投票による会長を除く役員選挙の実施)

第10条 選挙管理委員会は、投票期間最終日の30日前までに、前条により確定した会長を除く役員選挙候補者の氏名及び所属、役職を付した書面を、投票用紙とともに選挙資格者に送付しなければならない。ただし、選出すべき役員数と選挙候補者の数が同数の場合は、会員による投票は行わず、役員候補者を役員に選出する。

2 投票者は、投票期間内に到着するように、役員候補者より選出しようとする者の氏名を自ら記載し、これを選挙管理委員会へ送付する。

(通信投票による会長を除く役員選挙の確定)

第 11 条 選挙管理委員会は、会長を除く役員の選挙の開票事務が終了した後、遅滞なく、役員会に開票の結果を報告しなければならない。

2 通信投票で有効投票総数のうち上位の得票を得た役員候補者を役員の選挙の当選者とし、会長はこの結果を総会に報告して承認を得なければならない。

(委任)

第 12 条 この規定に定めない選挙の実施に関する事項は、選挙管理委員会が定めることとする。

(規定の改正)

第 13 条 この規定の改正は、役員会の議決により、総会の承認を得てこれを行う。

(制定および改定)

2012 年 12 月 7 日 制定

以上